

平成31年度 弘前市保育料基準額表(2号・3号認定)

単位:円

各月初日の児童の属する世帯の区分		0~2歳児				3歳児		4歳以上児	
負担区分	定義(父母等の税額の合計)	標準時間		短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間
		第1子・第2子	第3子	第1子・第2子	第3子				
A	生活保護受給世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C2	市町村民税均等割のみ及び 市町村民税所得額~48,599円	11,000	0	10,800	0	9,000	8,800	9,000	8,800
D1-2	48,600円~57,699円	17,500	0	17,100	0	15,500	15,100	15,500	15,100
D2-2	57,700円~72,799円	17,500	5,830	17,100	5,700	15,500	15,100	15,500	15,100
D3	72,800円~77,100円	20,500	6,830	20,100	6,700	18,000	17,600	18,000	17,600
D5	77,101円~96,999円	22,500	7,500	22,100	7,360	20,000	19,600	20,000	19,600
D6	97,000円~132,999円	27,000	23,830	26,400	23,430	24,000	23,400	24,000	23,400
D7	133,000円~168,999円	31,000	25,160	30,400	24,760	28,000	27,400		
D8	169,000円~234,999円	36,000	32,330	35,100	31,730	30,000	29,100		
D9	235,000円~300,999円	40,000	33,660	39,100	33,060			27,000	26,400
	301,000円~396,999円	47,000	42,330	45,800	41,530	33,000	32,100		
	397,000円~	55,000	46,910	53,400	45,540				

単位:円

(参考)国が定める保育料基準額(上限額)				
3歳未満児		3歳以上児		
国階層	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	0	0	0	0
2	9,000	9,000	6,000	6,000
3	19,500	19,300	16,500	16,300
4	30,000	29,600	27,000	26,600
5	44,500	43,900	41,500	40,900
6	61,000	60,100	58,000	57,100
7	80,000	78,800	77,000	75,800
8	104,000	102,400	101,000	99,400

▼ひとり親、在宅障がい児(者)世帯等の軽減適用

単位:円

負担区分	定義(父母等の税額の合計)	0~2歳児				3歳児		4歳以上児	
		標準時間		短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間
		第1子	第2子・第3子	第1子	第2子・第3子				
B1	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	市町村民税均等割のみ及び 市町村民税所得額~48,599円	5,500	0	5,400	0	4,500	4,400	4,500	4,400
D1-1	48,600円~72,799円	8,750	0	8,550	0	6,000	6,000	6,000	6,000
D2-1	72,800円~77,100円	9,000	0	9,000	0	6,000	6,000	6,000	6,000

単位:円

3歳未満児		3歳以上児		
国階層	標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	0	0	0	0
3	9,000	9,000	6,000	6,000
4	9,000	9,000	6,000	6,000
	9,000	9,000	6,000	6,000

- ※1 生活保護受給世帯等とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- ※2 ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等を指します。
- ※3 2人以上の児童(就学前に限る)が下記の施設に入所等をしている場合、2人目は保育料基準額の半額(10円未満切り捨て)、3人目以降は無料となります。なお、1人目、2人目とは年齢の高い方から數えます。
 ①保育所、②認定こども園、③幼稚園、④特別支援学校幼稚部、⑤児童発達支援及び医療型児童発達支援、⑥情緒障害児短期治療施設
 【⑤は利用している場合、⑥は通所している場合】
- ※4 4~8月分は平成30年度市民税額、9月~翌年3月までは平成31年度市町村民税額に基づいて階層を決定します。
- ※5 平成31年度においては、平成31年3月31日現在の満年齢が基準となるため、入所日以降に誕生日を迎えて年度内の保育料は変わりません。
- ※6 保育料決定に係る市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。
- ※7 弘前市では、保育料を国の基準額に対し低く設定しています。
- ※8 保護者と生計を一にする児童の兄姉がいる場合、年収約360万円未満相当の世帯(市民税額によって判断します)については、多子軽減にかかる年齢制限が撤廃されます。
- ※9 第3子以降の保育料については、国の法改正等により変更になる場合があります。

2人以上同時利用の場合
 1人目:基準額
 2人目:基準額の半額
 3人目以降:無料

また、年収約360万円未満相当のひとり親家庭等世帯については、2人目のお子さんから保育料が無償となる場合があります。